

特定費用準備資金等取扱規則

第1条〔目 的〕

この規則は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）における特定費用準備資金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定 義〕

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金を言う。

② 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金を言う。

③ 特定費用準備資金等

上記①および②を総称する。

第3条〔特定費用準備資金等の保有〕

Bリーグは、特定費用準備資金等を保有することができる。

第4条〔特定費用準備資金等の要件〕

前条の特定費用準備資金等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること。

第5条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金等を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、代表理事CEO（チェアマン）

ン)は、取崩しが必要な理由を付して、理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第6条〔特定費用準備資金等の公表〕

特定費用準備資金等の公表については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を事務所における書類の備え置きにより閲覧に供する。

第7条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 資産取得資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規程に基づき、経理処理を行う。

第8条〔改 廃〕

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条〔その他〕

この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事CEO（チェアマン）が定めるものとする。

〔附 則〕

この規則は、公益認定の承認を受けてから施行する。

〔改 定〕

2016年7月13日

2019年9月11日